明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務八三）　一
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四四）　八
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に基づく指定発給機関に関する省令の一部を改正する省令（同四五）　一〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十年度日本赤十字社業務及び収支決算等、弁理士登録、型式住宅部分等製造者の認証関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○総務省令第八十三号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十四日

総務大臣　佐藤　勉

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第一項中「令第九条の八の六第二号」を「政令第九条の八の六第二号」に改める。

第四条の三の二第一項中「令第二十四条の二の五第二号」を「政令第二十四条の二の五第二号」に改める。

第十条の二の五中「令第四十八条の十四の五第二号」を「政令第四十八条の十四の五第二号」に改める。

附則第三条第一項第一号中「第五十条第一項第一号」を「第二十七条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第五十条第一項第二号」を「第二十七条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第五十二条」を「第二十九条」に改める。

附則第十八条を次のように改める。

（道府県民税配当割納入申告書等の特例）

第十八条　法附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合における第三条の十第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の十第一項	第十二号の七様式	第十二号の十三様式
	第十二号の八様式	第十二号の十四様式
第三条の十第二項	第十二号の九様式	第十二号の十五様式